

I 事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、本市の地域福祉推進の中核的団体として、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに、自治組織、関係団体、社会福祉法人との協働による「おだがいさまのまちづくり」を推進します。

2. 基本方針

社会保障・社会福祉の制度が進展し「地域福祉の施策化」が進められ、社会福祉協議会に求められている役割や期待はますます大きくなってきています。今日では「地域共生社会の実現」が社会目標に位置付けられている中で、今後の変化も見据えながら新たな時代における社協の姿をまとめた「社会福祉協議会 新・基本要項 2025」が令和 7 年度に全国社会福祉協議会から示されることから、内容を確認しながら、社協が目指すものや社協が持つ特徴や強みを再認識し、住民参加を基本にさまざまな事業活動、連携・協働に取り組み、具体的な戦略をもって、個別支援（見守り、生活困窮、ひきこもり、高齢者・障がい者・児童に対する虐待等）と地域支援に取り組む社協（総合支援型社協）を継続して目指します。

本会の経営基盤の柱である介護福祉サービス事業は、福祉を取り巻く社会情勢や法令・制度、市場構造も大きく変化し、特に在宅介護を支える通所系福祉サービスの事業収支の悪化から脱却できず、本会の近年の資金収支は、令和 2 年度以降赤字決算が続くなど非常に厳しい経営状況が続いています。障がい福祉サービスについては、資金収支差額はプラスを保っていますが、利用者の状況によって収支が大きく変化するため、予断を許さない状況にあり、利用者の身体状況を注視した経営が求められます。

児童福祉サービスについては、特に、保育園において、園児数の減少により収入の減少が顕著となり、持続可能な事業経営とするために令和 7 年度から 2 園体制に切り替えることとしています。

こうしたことから、令和 7 年度も、障がい福祉サービス事業、児童福祉サービス事業も含め、法人全体の事業経営、地域福祉を推進するための財源のあり方、更には、現役世代の減少が顕著となる「2040 年問題」も視野に入れながら、組織をあげて「持続可能な経営、財務基盤の確立」に努めます。

同時に令和 7 年度は、本社協の法人組織運営、地域福祉の推進、事業経営の方向性をまとめた「発展・強化計画」「地域福祉活動計画」「事業経営計画」の 3 計画の見直し年度であることから計画的に策定を進めます。

3. 重点事業

(1) 法人運営の強化

地域生活課題の変化、社会福祉をめぐる諸制度が大きく変革する中で、新たな地域福祉の推進体制、各事業等の持続可能なサービス提供体制を構築するため、業務の見直し、事業の経営分析、課題整理を進める部門を総務課に位置付け、各種会議等と連動しながら、限られた人材や財源を重点的な事業に焦点化し、事業の統廃合等も検討しながら法人運営の強化にさらに努めます。特に、赤字幅が大きいなえぶ生活介護事業の見直し、改善を図ります。

また、令和7年度4月より、居宅介護支援センター愛寿園を居宅介護支援センターとよらへ統合して事業の効率化を図ります。

同時に、経営基盤の強化、労務管理体制、人材確保と人材育成策の強化をさらに進め、社会福祉法人として強固な組織体制を目指します。

福祉を取り巻く社会情勢や市場構造が大きく変化する中、サービス事業収益が減少し、非常に厳しい経営状況が続いていることを、職員一人ひとりが十分認識するとともに、社協組織の再編や事業運営体制、財源構造を変革していくために、常に地域の特性や実情を把握し、事業の優先度や費用対効果の視点から斬新な発想で創意工夫を行い、経営戦略の確立に一層努めます。

(2) 地域福祉事業の推進

本格的な少子高齢・人口減少社会のなかで、社協は協議会であり、地域住民や福祉関係者、福祉以外の分野の組織など幅広い地域関係者との連携・協働の促進が本来の役割であり使命であることを再認識する必要があります。今日、地域課題は複雑化・深刻化しています。制度の狭間や声を上げづらい人たちのニーズを見逃さず、いち早く支援の手を差しのべることができるよう、地域に出向いて住民と対話し、課題解決のため、福祉分野をはじめ、保健医療、就労、教育、住まい、産業、防犯・防災、まちづくりなど福祉分野以外の幅広い関係者と連携した新たなネットワークの構築を目指します。そのために、本人や世帯状況に寄り添い、社会とのつながりを回復するための支援、また、地域における居場所や活動の場づくりを進めるための支援、個別支援と地域支援が融合した活動（コミュニティソーシャルワーク）をさらに進めます。

また、特別養護老人ホームを運営する9つの社会福祉法人で進めている「地域における公益的な取組」では、社会福祉法人が連携しながら、今日的な地域ニーズに対応した地域福祉の推進に努めます。

近年、全国的に災害が大規模化、頻発化する傾向にあり、いつどこで甚大な災害が発生してもおかしくない状況にあります。社協は災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの開設に動き、支援の活動調整をすることが求められていることから、鶴岡市担当課、NPO等関係団体と連携しながらセンターの設置・運営訓練を継続して実施します。

（３）生活支援事業の推進

関係機関、専門機関との調整を行いながら、増加傾向にある判断能力に不安がある方の日常的な金銭管理等の支援、財産管理や身上保護¹の成年後見の支援をさらに努めます。同時に、鶴岡市からの委託事業「成年後見センター」の運営については、司法等専門機関、相談支援機関と連携し、権利擁護支援検討会議を中心とした中核機関としての機能の構築（仕組みづくり）を計画的に進めます。

コロナ禍における生活福祉資金特例貸付、及び緊急小口資金拡充支援資金貸付を受けた世帯に対し、県社協からの委託事業（貸付相談支援員の配置／3年次）における償還指導に合わせ、生活状況を把握し、借受世帯の生活の安定につながる支援を継続して進めます。

（４）高齢者福祉、障がい者福祉事業の推進

介護保険サービス利用者のニーズ、地域の介護保険事業者の動向等、事業経営をめぐる環境の変化は大きく、近年の介護保険事業収入については、令和２年度約 1,985,698 千円の収入に対し、令和５年度が約 1,824,271 千円で約 161,427 千円減少し、特に、通所介護サービスの収支バランスが安定しない状況が続いています。障がい福祉事業収入については、令和２年度約 368,676 千円の収入に対し、令和５年度が約 378,736 千円で約 10,060 千円増加しているものの事業全体では非常に厳しい収支状況が依然続いています。このように事業収入が大幅に減少する中で、特に持続可能な事業経営について、事業の統合や縮小、収益性の高い事業への転換、事業の効率化を図るため継続して業務見直しを計画的に進めます。また、各事業における月次、四半期での収支状況の点検や分析、サービス提供実績の月別推移や変動要因の分析、稼働改善の検討、職員配置の変更等を常に意識した経営に努めます。

（５）児童福祉事業の推進

児童館、学童保育所の運営については、鶴岡市の施策と連動した事業運営に努めながら、児童館の運営では、現在進められている第二学区コミュニティセンターの移転新築計画に連動した中央児童館の更新の動向について注目していきます。

学童保育所の運営では、特に、登録児童数の増加傾向が続いていることから、保育スペースの確保、職員配置等受入れ体制について計画的に対応していきます。また、令和６年度新たなクラブ室の確保を進めた第四学区学童保育所については、児童が安心して過ごせる環境づくりにさらに努めます。

保育園の運営については、近年、園児数の減少にともない事業収入の減少が顕著となり、近年の保育園事業収入は、令和２年度約 347,654 千円の収入に対し、令和５年度が約 323,472 千円で約 24,182 千円減少し収支バランスが悪化しています。そのために、令和７年度から２園に統合して事業の安定化を図りながら、将来的な児童数の動向を注視しながら事業運営に努めます。

¹ 身上保護：後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。